

歯科初診料の注 1 に規定する基準

- ・口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じている。
- ・感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保している。
- ・歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。
- ・職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修等を実施している。
- ・当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っている。
- ・年に1回、院内感染対策の実施状況等について、様式2の7により地方厚生(支)局長に報告している。